

令和4年度 一般会計歳出 第6款2項2目 保育・教育施設運営費
12節 (55)電算処理事務委託料 (資産)

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 こども青少年局 子育て支援部 保育・教育給付課 市内施設給付担当 担当者名 <small>こおりやま みやわき よしだ</small> 郡山、宮脇、吉田 電 話 671-0202
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 給付費申請事務におけるkintone導入業務委託（令和4年度）

2 履 行 場 所 こども青少年局保育・教育給付課及び受託者社内

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

現在、紙によって行われている給付費申請の届出をオンライン化する。
オンライン化により施設の負担（本市とのやり取り、郵送費、郵送の時
間）、本市における届出書の審査に係る人員、時間、紙資料の保管スペー
ス、管理・廃棄の手間を減らす。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

給付費申請事務における kintone 導入
業務委託仕様書

第 1. 0 版

令和 4 年度

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

1 委託業務名

給付費申請事務における kintone 導入業務委託

2 委託業務の目的

現在、保育所、幼稚園等の保育・教育施設から本市への給付費の届出は紙によって行われている。オンライン化により施設の負担（本市とのやり取り、郵送費、郵送の時間）を減らすことを目的とする。また、本市における届出書の審査に係る人員、時間、紙資料の保管スペース、管理・廃棄の手間を減らすことも目的とする。

3 委託業務の範囲

給付費届出書オンライン化（以下、「本システム」という）は令和5年2月1日の稼働を予定している。令和3年度に稼働したサイボウズ株式会社の kintone を使ったポータルサイトと一体で利用することを想定しているため、本委託でも kintone でアプリのカスタマイズ開発することを前提とし、以下の業務を行うこととする。

なお、各作業の成果物については、「9 納品物件」に定める納期までに作成を完了し、本市担当者の承認を得ること。

(1) 要件定義

本仕様書、及び本市職員へのヒアリング等の内容に基づき要件定義を行い、文書（要件定義書、基本設計書等、名称は受託者で決めて良い）を作成すること。

(2) 開発

要件定義の内容に基づき、kintone のカスタマイズ開発を行うこと。すでに令和3年度に開発した kintone アプリをコピーして開発すること。また、プログラムの単体・結合テスト等を実施し、kintone のカスタマイズ開発における品質を保証すること。

(3) システムテスト

本システムの総合的なテストを実施し、問題なく稼働することを検証すること。ただし、本市庁内のネットワーク環境でなければテストができない場合、受託者と本市担当者が協議の上、テスト範囲を決定する。

(4) 運用テスト支援

本市が実施する運用テストに際して、問合せに回答すること。

(5) マニュアル等の整備

本システムについて、本市システム管理担当者向けの管理操作資料と、それ以外のユーザ（保育・教育施設）向けの簡易操作資料を作成すること。

(6) プロジェクト管理

本契約締結後概ね2週間以内に全体スケジュールが分かる資料を作成し、本市担当者に事前承認を得た上でプロジェクトを推進すること。

なお、プロジェクトの管理状況については、定例会等においてプロジェクト管理報告書を定期的に提出して報告するものとする。報告頻度及び報告書の内容・形式については、契約締結後、受託者が提案し、本市担当者の承認を得ること。

また、本システムの運用開始後、プロジェクト管理報告書を作成し、本委託の作業結果について本市担当者に報告を行うこと。

(7) その他本システム開発に必要な業務

定例会の資料作成など、その他本市が必要とするもの。

4 履行場所

本市こども青少年局保育・教育給付課 執務室（横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル）、及び受託者

が定めた場所

5 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで ※ システム稼働後の成果物の納品を含む期間

6 機能要件

本システムに必要な機能は以下のとおりとする。

(1) 申請機能

ア 申請入力機能

別紙参照。

イ 入力時のチェック機能

別紙参照。

(2) 承認機能

kintone のプロセス管理機能を使って実現すること。

(3) データ出力機能

入力されたデータを CSV 形式で出力できること。

7 性能要件

(1) システムの利用時間等

ア システムの利用時間

kintone の利用時間に準ずる。

イ システム稼働率

kintone の稼働率に準ずる。

(2) 処理能力要件

ア 応答時間

入力時のチェックは、ネットワーク及び Web ブラウザーの処理時間を除外して概ね2秒以内となるように努めること。

8 システム構築要件

(1) システム開発要件

本システムは、保育・教育施設の職員が使用している既存のクライアント端末からオンラインで申請するシステムとして構築すること。

(2) クライアント PC 等の要件

ア クライアント PC におけるサポート OS

原則として、以下に掲げる OS をサポート対象とすること。

- ・ Microsoft Windows 8.1 以上

イ クライアント PC の要求性能

接続パソコンの CPU、メモリ、ハードディスクの性能については、システムを利用するために高い性能を必要としないこと。(以下のスペックのパソコンでもシステムを実用的に利用できること)。

CPU : 対応 OS が正常に動作する CPU クロック数

OS : Windows 8.1 以上

HDD : 5GB

メモリ : 対応 OS が正常に動作するメモリ容量

Web ブラウザー : Internet Explorer 11、Microsoft Edge 最新版 (Chromium 版のみ)、Mozilla Firefox 最新版、Google Chrome 最新版

なお、クライアント PC のディスプレイは、解像度 : 1024×768 以上、High Color (16 ビット) 以上を前提とすること。

ウ 必要となるセットアップ等

本システムの利用に当たり、実行端末にインストール作業が伴うソフトウェアが必要な場合、情報技術の専門知識がない職員が対応できる手順とすること。

(3) ソフトウェア要件

ア ソフトウェア要件

本システムで利用する製品についてはサイボウズ株式会社の kintone 及びアールスリーインスティテュートの gusuku Customine とすること。

(4) ネットワーク要件

ア ネットワーク構成

本件にて使用する実行端末が接続するネットワークは、現在インターネット上のサーバ等と直接通信を行うことはできないが、セキュアブラウザ (Soliton SecureBrowser Pro) を通じた画面転送により、インターネットの閲覧は可能である。

また、通信ポートも制限されているため、本件にてサーバと実行端末の通信が必要な場合、必要なネットワーク要件を示すこと。

なお、クライアント PC が接続するネットワークの拠点間における回線速度が十分に確保されていない場合 (回線速度の実測値が 10Mbps 程度) でも、「7 性能要件」に記載の応答時間以内に応答するよう努めること。

(5) セキュリティ要件

ア ウイルス対策

利用する本市の実行端末について、指定のセキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びその更新プログラムは本市全体として適切なタイミングで更新する。この導入や必要な設定は横浜市にて行う。

(6) システム開発環境等

ア 開発環境

受託者が必要に応じ用意・構築し、kintone アプリの開発、テストを行うこと。ただし、本番運用環境でなければできない作業がある場合、下記の本番運用環境を使用しても構わない。

イ 本番運用環境

本市で用意する。受託者は運用に影響がないように努め、kintone アプリの開発、テストを行うこと。

ウ ライセンス

kintone については、本市の本番運用環境で受託者が必要とするライセンスは本市で用意する。gusuku Custominen については、不足分及び更新が必要である分を受託者が用意すること。なお、本市では令和 4 年 1 月に「年額 4」（アプリスロット数：4 個まで/ドメイン）を購入済みである。

9 納品物件

(1) 提出先

ア アプリ等

横浜市子ども青少年局保育・教育給付課が指定する環境に開発・保存すること。

(2) 提出物・提出方法・納期

提出物	提出方法	納期
ア 全体スケジュールが分かるもの	電子媒体	契約締結日から 2 週間以内
イ 要件定義の内容を確認できるもの（要件定義書、基本設計書等、名称は受託者で決めて良い）	電子媒体	令和 5 年 3 月 31 日
ウ 管理操作マニュアル	電子媒体	令和 5 年 3 月 31 日
エ 簡易操作マニュアル	電子媒体	令和 5 年 3 月 31 日
オ gusuku Customine ライセンス	電子媒体等	開発においてライセンスが必要な時期
カ 開発したアプリ	電子媒体	令和 5 年 3 月 31 日
キ その他、本市が必要とする資料等	契約後、本市担当者と協議の上、決定をおこなう。	契約後、本市担当者と協議の上、決定をおこなう。

※納期が同一のドキュメントについては、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。

10 特記事項

- (1) 本システム開発業務の契約の履行過程で生じた著作権法第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は本市に帰属するものとする。ただし、開発にパッケージなどのソフトウェアを使用した場合、当

該パッケージ部分についてはこの限りではない。

- (2) 本市の要求に応じて、他システムとの連携に必要な部分のプログラムのソースコード、データベース定義等の情報を開示すること。
- (3) 本システムの開発作業拠点は日本国内に設置し、本市担当者と開発責任者が密に連絡の取れる体制とすること。
- (4) 本システムの開発はサイボウズ株式会社の kintone 認定アソシエイト資格者が直接担当すること。または、kintone 認定アソシエイト資格者が担当者をサポートする体制とすること。

1.1 適用文書

(1) 「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

(2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

●対象の届出書 (申請)

保育・教育施設が毎月15日までに1日時点の情報を雇用状況表及び各種届出書 (以下、「各種届出書」という) に入力する。6つの施設種別「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「小規模保育事業B型」「小規模保育事業C型」「家庭的保育事業」における次の届出を対象とする。

- ① 雇用状況表
- ② 公定価格加算・調整項目届出書
- ③ 向上支援費加算状況等届出書
- ④ 延長保育事業費加算状況等届出書

※現在、使用している紙の各種届出書については別ファイルを参照。

●発生件数の想定

①各種届出書共通

毎月約5,000件 (各種届出書4種×900施設+各種届出書3種×100施設+過去の差し替え分)、
1日から15日に集中。
年間約60,000件

●各種届出書に必要な項目

①各種届出書共通

- ・令和4年度の届出書の全項目 (ただし、令和4年度の届出書の内容はまだ決定していないため、項目数、届出書内の文言等が現在のものから変更となる可能性がある) が対象となる。
- ・項目はデータ出力を想定してわかりやすい名称とすること。

●入力時のチェック内容

①各種届出書共通

- ・現在の紙の届出書において、Excel関数で計算している部分はkintoneにおいて計算して表示すること。
- ・各種届出書のチェック内容については、別シート参照 (ただし、令和4年度の届出書の内容はまだ決定していないため、チェック数が現在のものから増減する可能性がある)
- ・届出書の一時保存時にはチェックを行わないで保存できること。

●その他

①各種届出書共通

- ・申請画面の構成、項目の順番等は現在の届出書と同じでなくてもよい。申請者が使いやすい画面構成、項目順とすること。
- ・1つのアプリで一度に上記4種類の届出書 (雇用状況表、公定価格加算・調整項目届出書、向上支援費加算状況等届出書、延長保育事業費加算状況等届出書) を申請できること。
- ・令和3年度に開発した施設種別「小規模保育事業A型」の届出書 (雇用状況表、公定価格加算・調整項目届出書、向上支援費加算状況等届出書、延長保育事業費加算状況等届出書) と共通部分は画面表示、エラーメッセージ等を同一にすること。